

令和7年

第13回教育委員会会議

報告第10号

秋田県教育委員会

報告第10号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

令和7年9月2日

秋田県教育委員会教育長 安田浩幸

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、教育委員会を開くいとまがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。

報告第 1 0 号参考資料

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則(昭和31年秋田県教育委員会規則第10号)第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

令和7年8月28日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

令和7年8月26日付け財-228により、次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 令和7年度秋田県一般会計補正予算(第3号)(教育委員会に関する事項)
- 2 秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例案

教総—— 1 3 3 4

令和7年8月28日

秋田県知事 鈴木 健 太 様

秋田県教育委員会

教育長 安 田 浩 幸

(公印省略)

意見の聴取について (回答)

令和7年8月26日付け財-228で照会のあったことについては、原案のとおり同意します。

担 当

教育庁総務課

企画チーム 山崎

内線 5 1 1 2

財 228
令和7年8月26日

秋田県教育委員会
教育長 安田 浩 幸 様

秋田県知事 鈴木 健 太
(公 印 省 略)

意見の聴取について (照会)

令和7年秋田県議会第2回定例会(9月議会)に次の議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を聴取します。ついては、8月29日(金)までに回答してください。

- 1 令和7年度秋田県一般会計補正予算(第3号)(教育委員会に関する事項)
- 2 秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例案

担 当 : 総務部財政課

財政企画チーム 田口

電 話 : 018-860-1107



令和7年度補正予算内容説明書

教職員給与課
(単位：千円)

一般会計

番号	科目名	事業名	予算額	財源		備考
				特定	内訳	
10	教育費		13,098		一般	
1	教育総務費		13,098			
3	教職員人事費		13,098			
		01 教育委員会 I T化推進事業	13,098			子ども・子育て支援金制度創設に伴う給与・旅費システムの変更に関する経費
	合計		13,098			

令和7年度補正予算内容説明書

幼保推進課
(単位：千円)

一般会計

番号	科目名	事業名	予算額	財源内訳		備考
				特定	一般	
3	民生費		3,177 国	2,541	636	
2	児童福祉費		3,177 国	2,541	636	
1	児童福祉総務費		3,177 国	2,541	636	
		保育振興事業費 01 多様な保育促進事業	3,177 国	2,541	636	保育所等における医療的ケア児の受入体制の整備に要する経費
	合計		3,177 国	2,541	636	

令和7年度補正予算内容説明書

義務教育課
(単位：千円)

一般会計

番号	科目名	事業名	予算額	財源		備考
				特定	内訳	
10	教育費		311	国	311	
1	教育総務費		311	国	311	
4	教育指導費		311	国	311	
		学校指導費	311	国	311	自殺予防教育指導モデルの普及促進に要する経費
		01 生徒指導総合支援事業	311	国	311	
	合計		311	国	311	

第2表 債務負担行為補正

1 追加分

事 項	期 間	限 度	額
県立学校施設等総合管理計画推進事業 (令和7年度分)	令和8年度	県立学校施設等総合管理計画推進事業費	25,839千円

議案第 号

秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例案

秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

秋田県社会福祉審議会条例（平成十二年秋田県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条第一項」を「。以下「法」という。」第七条第一項」に改める。

第二条中「社会福祉法」を「法」に改め、同条に次の一項を加える。

2 審議会は、前項の規定による調査審議をするほか、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十八条第二項（同法第八十二条において準用する場合を含む。第八条第二項第二号において同じ。）において読み替えて準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十七条の六第一項の規定による知事又は教育委員会の報告に係る事項を調査審議するものとする。

第三条中「社会福祉法」を「法」に改める。

第八条の見出し中「の部会」を削り、同条第三項中「里親の認定その他の児童福祉法に基づく」を「第二項各号に掲げる」に、「第一項」を「同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「里親の認定その他の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に基づく」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 里親の認定その他の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に基づく事務

二 学校教育法第二十八条第二項において読み替えて準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十七条の

六の規定に基づく事務

第八条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

児童福祉専門分科会は、法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する法第十一条第一項の規定により児童福祉に関する事項を調査審議するほか、第二条第二項に規定する知事又は教育委員会の報告に係る事項を調査審議するものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県社会福祉審議会条例の規定は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行の日以後に要することとなった学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十八条第二項（同法第八十二条において準用する場合を含む。）において読み替え

て準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十七条の六第一項の規定による報告について適用する。

令和七年 月 日提出

秋田県知事 鈴木健太

理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）による学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部改正に鑑み、同法第二十八条第二項において読み替えて準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十七条の六第一項の規定による報告に係る事項を調査審議させるため、秋田県社会福祉審議会が調査審議する事項に当該事項を加える必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）による学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正に鑑み、同法第28条第2項において読み替えて準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第27条の6第1項の規定による報告に係る事項を調査審議させるため、秋田県社会福祉審議会が調査審議する事項に当該事項を加える必要がある。

2 改正内容

- (1) 学校教育法第28条第2項（同法第82条において準用する場合を含む。(3)において同じ。）において読み替えて準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条の6第1項の規定による知事又は教育委員会の報告に係る事項を秋田県社会福祉審議会が調査審議する事項に加えることとする。（第2条関係）
- (2) (1)の知事又は教育委員会の報告に係る事項を、児童福祉専門分科会が調査審議する事項に加えることとする。（第8条関係）
- (3) 学校教育法第28条第2項において読み替えて準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条の6に規定する事務を児童福祉専門分科会の部会が調査審議する事務に加えることとする。（第8条関係）
- (4) 児童福祉専門分科会の部会の決議をもって審議会の決議とする事項に(3)の事務を加えることとする。（第8条関係）
- (5) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

令和7年度9月補正予算の概要

1 教育委員会関係補正予算の規模

現 計 予 算 額	1, 0 5 3 億 5, 4 3 0 万 9 千円
今 回 補 正 額	1, 6 5 8 万 6 千円
補 正 後 の 予 算 額	1, 0 5 3 億 7, 0 8 9 万 5 千円

2 補正予算の内容

(単位:千円)

(1) 教職員給与課

教育委員会IT化推進事業 13,098

子ども・子育て支援金制度創設に伴う職員からの保険料徴収のため、
給与・旅費システム改修を実施する。 (⊖13,098)

・ 事業スケジュール

令和7年10月	契約締結
～令和8年3月	改修完了
令和8年4月～	運用開始

(2) 幼保推進課

多様な保育促進事業 3,177

医療的ケア児を保育所等で受け入れするため、体制を整備する (⊕2,541 ⊖636)
市町村に対し、事業費の一部を助成する。

- ・ 補助先 市町村（にかほ市）
- ・ 補助率 5/6（国2/3、県1/6）
- ・ 対象期間 令和7年10月1日から令和8年3月31日

(3) 義務教育課

生徒指導総合推進事業 311

児童生徒及び教職員等の自殺予防教育に関する知識・理解の促進を図る。 (⊕311)

- ・ 事業内容 モデル地域（能代市）における自殺予防に係る授業、
教職員等に対する研修会の実施
- ・ 補助率 10/10（国10/10）

(4) 債務負担行為補正

[総務課施設整備室] 県立学校施設等総合管理計画推進事業

男鹿地区統合校（仮称）の施設整備にあたり、従来型手法に優先して公民連携手法の導入を検討する必要があることから、公民連携手法の導入可能性調査を外部委託するための債務負担行為を設定する。

- ・ 設定期間 令和8年度
- ・ 債務負担行為限度額 25,839千円

※補足説明：財源について

④ 国庫支出金

(国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金等)

① 一般財源

3 9月補正予算を除く9月議会提出案件

(1) 条例案

①秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例案

児童福祉法等の一部を改正する法律による学校教育法の一部改正に鑑み、秋田県社会福祉審議会の調査審議に学校教育法において読み替えて準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定による報告に係る事項を加える必要がある。

令和7年度教育委員会関係補正予算 現計予算との比較

(単位：千円)

【歳出・主管課別】 ※補正予算内容説明書に記載の各課室所管全事業費合計

区分	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
総務課	1,871,782	0	1,871,782
総務課施設整備室	4,679,300	0	4,679,300
教職員給与課	78,739,904	13,098	78,753,002
幼保推進課	7,211,348	3,177	7,214,525
義務教育課	2,869,408	311	2,869,719
高校教育課	5,840,414	0	5,840,414
高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室	112,471	0	112,471
特別支援教育課	1,385,679	0	1,385,679
生涯学習課	1,090,359	0	1,090,359
生涯学習課文化財保護室	784,376	0	784,376
保健体育課	254,143	0	254,143
福利課	515,125	0	515,125
歳 出 合 計	105,354,309	16,586	105,370,895

【歳出・目的別】 ※教育委員会所管全事業費を行政目的別に分類

款	項	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
3 民生費		6,869,002	3,177	6,872,179
	2 児童福祉費	6,869,002	3,177	6,872,179
10 教育費		98,475,307	13,409	98,488,716
	1 教育総務費	16,665,358	13,409	16,678,767
	2 小学校費	24,714,107	0	24,714,107
	3 中学校費	17,485,263	0	17,485,263
	4 高等学校費	25,599,560	0	25,599,560
	5 特別支援学校費	10,430,101	0	10,430,101
	6 社会教育費	3,245,560	0	3,245,560
11 災害復旧費		10,000	0	10,000
	4 文教施設災害復旧費	10,000	0	10,000
歳 出 合 計		105,354,309	16,586	105,370,895

【歳出・性質別】 ※教育委員会所管全事業費を国が定める支出の性質別に分類

区分	説明	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)	
人件費	職員給与費、委員、非常勤職員報酬等	81,827,428		81,827,428	
物件費	旅費、物品購入費、通信連絡費、委託費、使用料等	4,669,027	13,389	4,682,416	
その他行政経費	扶助費	就学奨励費、奨学のための給付金等	2,534,908		2,534,908
	補助費等	市町村・民間団体等への補助金、謝礼金等	10,856,777	3,197	10,859,974
	積立金	基金会計への積立金	18,211		18,211
	貸付金	貸付金	504		504
	小計		13,410,400	3,197	13,413,597
維持補修費	県有施設(教育機関、県立学校等)の維持補修費	121,651		121,651	
補助投資事業費	国庫補助を伴う施設整備費又は施設整備費補助金等	797,687		797,687	
単独投資事業	県単独の施設整備費又は施設整備費補助金等	4,518,116		4,518,116	
災害復旧事業費	施設設備の災害復旧費	10,000		10,000	
歳 出 合 計		105,354,309	16,586	105,370,895	

令和7年

第13回教育委員会会議

議案第33号

秋田県教育委員会

議案第三十三号

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則案

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

秋田県立特別支援学校学則（昭和六十年秋田県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表（第二条関係）

別表（第二条関係）

略	名	称	部・科	学 科	修業年限	定 員	所在地
秋田県立横手支援	略	略	略	略	略	略	略
略	秋田県立ゆり支援 学校	略	略	略	略	略	略
			略	略	略	略	略
略	秋田県立能代支援 学校	略	略	略	略	略	略
			略	略	略	略	略
略	秋田県立比内 支援学校	本校	略	略	略	略	略
			略	略	略	略	略
略	秋田県立秋田きら り支援学校	略	略	略	略	略	略
			略	略	略	略	略

略	名	称	部・科	学 科	修業年限	定 員	所在地
秋田県立横手支援	略	略	略	略	略	略	略
略	秋田県立ゆり支援 学校	略	略	略	略	略	略
			略	略	略	略	略
略	秋田県立能代支援 学校	略	略	略	略	略	略
			略	略	略	略	略
略	秋田県立比内 支援学校	本校	略	略	略	略	略
			略	略	略	略	略
略	秋田県立秋田きら り支援学校	略	略	略	略	略	略
			略	略	略	略	略

略	学校	高等部	普通科	三年	四〇	略
	略	略	略	略	略	略
略	学校	高等部	普通科	三年	三二	略
	略	略	略	略	略	略

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

令和七年九月二日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

秋田県立特別支援学校高等部への入学希望者の増減に伴い、生徒の定員を改める必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

議案第 33 号参考資料

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

秋田県立特別支援学校高等部への入学希望者の増減に伴い、生徒の定員を改める必要がある。

2 改正内容

秋田県立特別支援学校高等部の生徒の定員を次のように改めることとする。
(別表関係)

名称	部・科	学科	改正前	改正後
秋田県立秋田きらり支援学校	高等部	普通科	32	24
秋田県立比内支援学校	高等部	普通科	56	48
秋田県立能代支援学校	高等部	普通科	32	24
秋田県立ゆり支援学校	高等部	普通科	56	48
秋田県立横手支援学校	高等部	普通科	32	40

3 施行期日

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとする。

令和7年

第13回教育委員会会議

報告事項（1）

令和8年度秋田県立特別支援学校入学者募集公告について

秋田県教育委員会

令和8年度秋田県立特別支援学校入学者募集公告について

○秋田県立特別支援学校の生徒並びに幼児の募集

令和8年度に秋田県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科に入学する生徒並びに幼稚部に入学する幼児を次のとおり募集するので、秋田県立特別支援学校学則（昭和60年秋田県教育委員会規則第8号）第9条の規定に基づき、公告する。

令和7年9月12日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

第1 高等部及び高等部専攻科の課程

1 入学願書の提出期日及び提出先

- (1) 提出期日 令和8年1月9日（金）から同月19日（月）正午まで
- (2) 提出先 各志願先特別支援学校の校長

2 入学選考期日及び選考内容

- (1) 期日 令和8年2月27日（金）
- (2) 内容 志願者の実態に応じて面接等を行う。

3 募集する学校名、部・科名、学科名及び人員

学校名	部・科名	学科名	募集人員	
秋田県立視覚支援学校	高等部	普通科	8名	
		保健医療科	8名	
	高等部専攻科	生活情報科	5名	
		保健医療科	9名	
		理療科	9名	
秋田県立聴覚支援学校	高等部	普通科	8名	
		産業技術科	8名	
		情報デザイン科	8名	
	高等部専攻科	産業技術科	9名	
		情報デザイン科	9名	
秋田県立秋田きらり支援学校	高等部	普通科	8名	
秋田県立比内支援学校	本校	高等部	普通科	8名
	かづの校	高等部	普通科	8名
	たかのす校	高等部	普通科	8名
秋田県立能代支援学校	高等部	普通科	8名	
秋田県立支援学校天王みどり学園	高等部	普通科	16名	
秋田県立栗田支援学校	高等部	普通科	24名	
秋田県立ゆり支援学校	高等部	普通科	16名	
秋田県立大曲支援学校	本校	高等部	普通科	16名
	せんぼく校	高等部	普通科	8名
秋田県立横手支援学校	高等部	普通科	16名	
秋田県立稲川支援学校	高等部	普通科	16名	

4 合格者の発表 令和8年3月6日（金）

第2 栗田支援学校高等部総合サービス科の課程

1 募集人員 8名

2 入学願書の提出期日及び提出先

- (1) 提出期日 令和7年12月5日（金）から同月15日（月）正午まで
- (2) 提出先 秋田県立栗田支援学校校長

3 入学選考期日及び選考内容

- (1) 期日 令和8年1月30日（金）
- (2) 内容 志願者の実態に応じて面接等を行う。

4 合格者の発表 令和8年2月6日（金）

第3 幼稚部の課程

1 募集学校 秋田県立視覚支援学校、秋田県立聴覚支援学校

2 募集人員 各校5名

3 入学願書の提出期日及び提出先

- (1) 提出期日 令和8年1月9日（金）から同月19日（月）正午まで
- (2) 提出先 各志願先特別支援学校の校長

4 就学相談・選考期日 令和8年2月27日（金）

5 合格者の発表 令和8年3月6日（金）

令和7年

第13回教育委員会会議

報告事項（2）

第24回秋田県特別支援学校総合体育大会（9月12日）について

秋田県教育委員会

第24回秋田県特別支援学校総合体育大会

－ キャッチフレーズ『みんなかがやけ！えがおあふれる このしゅんかん』－

- 1 期 日 令和7年9月12日（金）
- 2 会 場 秋田県立中央公園スポーツゾーン 他
- 3 参加児童生徒 特別支援学校 1,077名、中学校特別支援学級 16名
計 1,093名（8月7日現在）
- 4 内容と時間・場所
(1) 開始式 各競技会場にて実施

(2) 各競技（7種目）

○バスケットボール 【男子】10:45～15:00 【女子】10:45～14:30	県立中央公園「アリーナ」
○フライングディスク【小の部、中の部、高の部】 10:45～15:00	県立中央公園「陸上競技場」
○グラウンド・ゴルフ【小・中の部、高の部】 10:45～14:30	県立中央公園「スカイドーム」
○サッカー 10:45～14:30	県立中央公園「運動広場」
○ピン倒しボール 【小の部、中の部、高の部、HOME】 10:45～14:30	県立体育館 各特別支援学校
○ネオホッケー「中・高等部」 10:45～14:30	県立体育館
○ボッチャ（車いす）【小中高】1区分 （OP）【小・中の部、高の部】 10:45～14:30	あきた総合支援エリア「大体育館」

5 ボランティア

○予定人数 115名

○内 訳

団体名	人数
秋田市立秋田商業高等学校 ※前日11日(木)の準備も行う。	57名
秋田県立秋田西高等学校	23名
motto わか杉	13名
秋田市女性のスポーツ愛好者連絡協議会	16名
秋田県障がい者スポーツ指導者協議会	6名

第24回秋田県特別支援学校 総合体育大会
R7 9/12(金)

みんなかがやけ!
えがおあふれる
このしゅんかん

競技会場
 バスケットボール競技 【中央公園 アリーナ】
 フライングディスク競技 【中央公園 陸上競技場】
 グラウンド・ゴルフ競技 【中央公園 スカイドーム】
 サッカー競技 【中央公園 運動広場】
 ピンポン競技 【県立体育館】
 ネオホッケー競技 【県立体育館】
 ポッチャ競技 【あきた総合支援エリア大体育館】

主催：秋田県特別支援学校体育連盟 共催：秋田県教育委員会
 ポスター 採用：藤原 謙太郎 (横手支援学校)
 キャッチフレーズ採用：菅原 美風 (栗田支援学校)
 問合せ 〈秋田県特別支援学校体育連盟事務局018-828-1499〉